

## 令和5年度第4回介護保険運営協議会会議録

- 1 会議名 令和5年度第4回介護保険運営協議会
- 2 開催日時 令和6年2月7日（水）午後1時27分から午後3時12分まで
- 3 開催場所 一関保健センター多目的ホール
- 4 出席者
  - (1) 委員 寺崎公二会長、吉原睦委員、岩淵一昌委員、鈴木道明委員、皆川真琴委員、岩淵松義委員、沼倉恵子委員、小野寺健一委員、佐藤清子委員、佐藤みさ子委員
  - (2) 事務局 佐藤正幸事務局長、佐藤和子介護保険担当参事、穂積千恵子介護福祉主幹、伊東裕芳介護福祉副主幹、千葉信子事務局次長兼介護保険課長、里館弘美資格給付係長、中村謙介認定調査係長、糸数透介護保険総務係長、若生晃央主任主事、鈴木正志主任、高橋恵一関西部地域包括支援センター所長、小野寺久美一関東部地域包括支援センター所長
- 5 議 事
  - (1) 報告事項
    - ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等運営指導の実績について（資料No.1）
    - イ 地域包括支援センターの事業評価及び指定介護予防支援事業所の運営指導の結果について（資料No.2）
    - ウ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について（資料No.3）
  - (2) 協議事項
    - ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定更新について（資料No.4）
    - イ 指定介護予防支援事業者の指定更新について（資料No.5）
    - ウ 第9期介護保険事業計画の策定について（資料No.6）
- 6 公開、非公開の別 公開
- 7 傍聴者 なし
- 8 挨拶

事務局長挨拶

委員の皆様には、ご多用のところ、第4回介護保険運営協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また日頃から、介護保険制度の円滑な運営につきまして、多大なるご支援、ご協力を頂戴しておりますことに、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、当組合では、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定を進めており、これまで委員の皆様方からご意見などを頂戴しながら、この作業を進めてきたところでございます。

計画案でお示ししておりますとおり、当組合管内における高齢化率は、一層高まるものと見込んでいるところでございまして、第9期介護保険事業計画では、高齢化の進展

を踏まえ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた持続可能な介護保険運営を図り、「介護が必要になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」ということを基本理念として、中長期的な施策の展開を図るものとしてございます。

また、当組合管内では、生産年齢人口の減少、介護職場等で働く人材の不足、高齢化率や介護認定率が高い水準にあることなどの状況がございました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、地域の実情に応じ、介護サービス基盤を計画的に整備するとともに、地域包括ケアシステムの推進や介護予防、自立支援の推進、認知症施策の取り組み、介護人材の確保などが求められ、これらに対応する具体的な施策などを介護保険事業計画に定めたいと考えているところでございます。

本日は、前回まで調整中でありました介護保険料など、第9期介護保険事業計画案について、ご説明ご協議を申し上げるほか、5つの案件について、ご提案をさせていただきたいと考えてございます。

委員の皆様方には、地域に密着した広い視点から、お気づきのご意見を賜りたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

寺崎会長挨拶

本日はどうもご出席ありがとうございます。

資料もずいぶん厚いようでございますので、皆様、慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

本日の運営協議会は、前回に引き続きまして、第9期の介護保険事業計画の策定についてなど6件についてご審議いただく予定でございますので、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 9 審 議

### (1) 報告事項

ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等運営指導の実績について

事務局が資料No.1により報告した。

会 長 質問、意見はないか。

委 員 資料2ページ3(1)の介護報酬、加算に関することについて、加算を取れそうな事業所に、このような加算もあるが取らないのかというような指導や助言は行わないのか。

事務局 特に行っていない。運営指導では事業所から提出を受けたものについて適正かどうかを確認している。

委 員 同じく3(5)③の内容・手続きの説明・同意・契約について、更新の時期など

に、事業所から、本当に利用者やその家族などに説明がされているのか。

事務局 運営指導では書類上の確認になるので、同意書へのサインや押印漏れ、記入日の記載漏れがないことなどを確認するほか、支援経過で利用者やその家族等とのやり取りを確認している。

本当に説明されているかどうかは、今後気を付けて確認していきたい。

会長 ほかに、質問、意見はないか。

委員 全員「なし」

会長 報告は以上とする。

イ 地域包括支援センターの事業評価及び指定介護予防支援事業所の運営指導の結果について

事務局が資料No.2により報告した。

会長 質問、意見はないか。

委員 成年後見制度について、その制度を利用しようとしている対象人数は把握しているか。また、必要な人に支援はできているか。

事務局 地域包括支援センターや各市町で対象人数は把握しており、必要な人に支援は行っている。

当組合には、成年後見制度に関する相談件数について、毎月報告をいただいている。

委員 成年後見制度については成年後見人に弁護士などを選任する必要があり、敷居が高いと従来言われている。

以前、研修会で実際の例が紹介され、成年後見人に弁護士などではなく敷居をより低くして対応しやすい仕組みづくりをしていると聞いたことがあったが、一関市あるいは一関地区広域行政組合でもそのような仕組みづくりは考えていないのか。

事務局 一関市では成年後見支援センターを市役所長寿社会課に設置している。一関地方では今年10月1日を目標として、一関市と平泉町を一体とした一関地方成年後見支援センターというものを設置することで準備を進めている。

一関地方では、弁護士や司法書士、社会福祉士などの人員の関係から十分な体制にはないことから、市民後見や法人後見をセットにしながらいき進めていきたいと考えている。

委員 資料5ページ⑧在宅医療・介護の連携に関する取組のiiiでICT（情報通信技術）の利活用は取り組んでいないと書いてあるが、取り組めるようなシステムはあったか。

事務局 在宅医療と介護の連携に関して、利用できるシステムについては検討していない。今後、国の流れを見ながら進めていくことになると考えている。

会長 ICTの活用については、地域包括支援センターは在宅医療と介護の連携の

中で、ICTの利用を普及啓発する立ち位置である。実際に在宅医療や介護サービスを提供している事業所と患者や利用者をどのような形でICTを利用して医療や介護に繋げていくのかを提案するなど、啓発をすることが必要だと思う。

例えば、AIスピーカーのようなものを一つ置けば、声を出せばすぐにかかりつけのドクターに繋がるなどの方法もある。

そのようなICTを使った医療介護の連携ということを地域包括支援センターとしていろいろな形で提案、普及していく方向性で考えてほしいということだと思う。

また、成年後見制度については、敷居が高いという話もあったように、成年後見の相談があったら受けるだけではなく、例えば認知症などの相談があったときに、成年後見制度に誘導や提案をするようなスタンスも必要と思う。それにより、利用率も上がってくると思う。

委員 資料3ページ③のi高齢者虐待防止及び相談支援について、現在関わっている一人暮らしの高齢者の虐待事例で苦労しているので、地域包括支援センターが対応している高齢者虐待の支援の方法を聞かせてほしい。

事務局 虐待事例は、経済的虐待、介護放棄（ネグレクト）、身体的虐待（暴力）などが多い。通報を受ければ、地域包括支援センターは市または町の主担当課の職員と一緒にコアメンバー会議を開催し、それが虐待かどうかの判定をする。そして、役割分担をして関わっていくという流れである。

虐待の対応はとてもデリケートな対応であり、一方の話だけ聞いて動くということではなく、いろいろな方々から話を聞いたり、家庭訪問したり、直接何度も面接したり、そして、なおかつ地域包括支援センターだけで動くのではなく、市または町の主担当課と、役割分担をして動くということが基本になっている。

そのため、すっきりと解決するというものではない。ただ、身体に危険が及ぶという場合は、分離という方法を市または町の担当者と相談しながら実施している。分離は措置になるので、そこも慎重に動かなければならない。

そのため、虐待は48時間以内に動かなくてはならないが、養護者（虐待をしている人）の気持ちも大切にしながら、養護を受けている高齢者の話や立場も十分に聞きながら動いているので、場合によっては時間をかけて、介護の仕方などでその最悪の状態が改善するのであればその方向を模索するなど行っており、なかなか難しいところである。

実際に本当に悩まれている状況だと思われるので、あらためて相談されるとよいと思う。

会長 ほかに、質問、意見はないか。

委員 全員「なし」

会 長 報告は以上とする。

ウ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について  
事務局が資料No.3により報告した。

会 長 質問、意見はないか。

委 員 全員「なし」

会 長 報告は以上とする。

## (2) 協議事項

ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定更新について  
事務局が資料No.4により説明した。

会 長 質問、意見はないか。

委 員 藤沢の病院事業の見直しについて、現在、藤沢病院事務局が「地域ナイトスクール」で地域住民に説明しているので紹介する。

藤沢の病院事業は病院と介護関係では特養などの事業所を運営しているが、例えば特養やグループホームでは、待機者がどんどん減っており、そしてデイサービスでは、利用者が減ってきているという状況である。

一方、介護職に人材が集まらないので、来年度は、グループホームは休止することになっているようである。

また、特養のデイサービス、老健のデイケアの2つの通所サービスがあるが、片方の休止や、さらに特養も夜勤の人手が足りず運営も難しくなっており、人員の配置など施設運営の見直しについて住民に説明している。

これは藤沢地域に限ったことではなく、また20年後の話でもない。既に東磐井地域については利用者も減っており、介護職の人材もいないことから、他の地域以上に厳しい状況であると思われる。

6年間に定員や事業の内容に変更等があった場合は、変更届等を出せば良いことは了解した。

また、人員基準について、現場が、より良いサービスをする上では、人員基準ぎりぎりでは足りないと思う。

一関地区広域行政組合では事業所の指導監査を行っており、介護現場からの人材不足や介護報酬の減額改定などの悲鳴を国に伝える役割があると思うがいかがか。

事務局 運営指導等で事業所に訪問し多く聞かれるのがやはり人材不足についてである。これについては、構成市町と情報共有するほか、全国の広域行政組合で組織する全国介護保険広域化推進会議を通じて、介護職の人材不足の解消や介護保険料の負担軽減などについて国に要望している。

会 長 ほかに、質問、意見はないか。

委員 全員「なし」  
会長 異議なしでよろしいか。  
委員 全員「異議なし」  
会長 異議なしと認める。

イ 指定介護予防支援事業者の指定更新について

事務局が資料No.5により説明した。。

会長 質問、意見はないか。

委員 地域包括支援センターは、設置してからだいぶ経っている。当初、国の施策としては、中学校単位に設置するというのを聞いた記憶があるが、一関地方は都会でもなく人口も少ないのでそれではやっていけないと思う。しかし、旧町村単位に本当は設置されればよかったと私はずっと思っていた。

一関東部地域包括支援センターについては、旧3町村（3地域）を担当しているようだが、地域住民の不便さや苦情など、また、一関東部地域包括支援センターの業務負担に感じるなどがあるならばお聞きしたい。

事務局 一関東部地域包括支援センターは千厩地域にあり、室根地域と川崎地域には設置されていないが、住民からの苦情は今までにない。

また、住民の皆様からの相談が包括の方に届かないということはないと思っている。元々、地域の方々は何か相談があればその地域の支所市民福祉課に伺うという地域であり、一関東部地域包括支援センターでは、支所から相談の連絡を受けて、その家庭を訪問したり、支所に伺ったりという動きをしている。

そのため、移動距離は確かにある。

実際は、各地域の隅々まで、地域包括支援センターの活動が周知されているかということそうではないかもしれないが、いずれ支所職員のほか、地域の居宅介護支援事業所の協力のもと、地域包括支援センターの活動はできていることを実感しているところである。

会長 ほかに、質問、意見はないか。

委員 全員「なし」

会長 異議なしでよろしいか。

委員 全員「異議なし」

会長 異議なしと認める。

ウ 第9期介護保険事業計画の策定について

事務局が資料No.6、第9期介護保険事業計画（案）及び特別養護老人ホーム入所待機者数の状況について（追加資料）により説明した。

会長 質問、意見はないか。

委員 第9期介護保険事業計画案の60ページから具体的な施策が掲載されている

が、新しい事業や目玉となる事業があれば教えてほしい。

事務局 まず、大きくは施設整備に対する考え方で、今回は特養の整備は行わずに、まず既存の施設を利用する。その既存の施設を利用するための人材確保や、待機者をその施設に結び付ける新たな取組が必要であると考えている。

合わせて、介護予防であるが、保健と介護予防の一体的な事業ということで、構成市町の保健担当課と介護が連携して、総合事業や一般介護予防事業などを実施し、要介護の重度化を防ぐというような取組に力を入れて行っていきたいと思っている。

さらに、医療と介護の連携ということで、リハビリテーションの職の方と連携した介護予防などの事業の実施については、今まで以上に連携してやっていくということで記載しているところである。

委員 資料では68ページの在宅医療と介護の連携推進というところについて、記載されている文章を今までも何年か見ているが、一関市の役割と、広域行政組合との役割がどうもはっきりしない。どちらが責任を持って進めるのか。

それで出てくるのは一関市医療と介護の連携連絡会であり、そこに丸投げしているような表現が多く、広域行政組合が行政としてやるべきことをもっと表に出して書いた方がよいと思う。例えば医師会に対して広域行政組合がこのような事業を進めたいけれどもというようなお願いをすることも必要だと思う。もどかしい感じがする。一関市は医療と介護の連携は広域行政組合でやっていると言い、広域行政組合はこの具体の進め方は一関市がやっているというような、どちらともつかないような流れで来ているのではないかと思う。

これは、全国的に大きく動き出しているので、一関市と平泉町の広域行政組合がやってるから遅れてるということではまずいと思う。

そのため、すぐにできるかどうかかわからないが、やる方向を見据えて、積み重ねをしていかないとなかなか進まないと思うので、見直ししていただきたいと思う。

事務局 まずは市と広域行政組合との事務担当レベルで調整協議から始めて、今後進められるように調整していければよいと思う。

会長 一関医師会としても、行政が医療と介護の連携連絡会に、ある意味、丸投げしてるというのは非常に鋭い指摘だと思う。

行政としてもその辺の詰めはなかなか難しいところでもあり、落としどころとして連携連絡会を使って、実績を作っているところは否めない部分はあると思う。

ただし、やれるところにも限界があるので、やれる範囲で少しずつ実績を積み重ねて、何とかしていこうというその立ち位置はある程度しょうがないという気もする。

ただ、その医療と介護の環境などがどんどんドラスティックに変わっていっ

ている状況に全然ついていけない。

人口が減少し、しかも要介護者が増加し、介護人材が足りないという状況でこのままで本当にやっていけるのかという問題意識は持っていかないと駄目だと思う。

それで、医師会としても、地域医療も含めて、医療と介護に関しては、行政とも踏み込んで、いろいろ調整していく場面はこれから増えていかざるを得ないと考えている。

ほかに質問、意見はないか。

委員 110 ページの予定保険料収納率が 99%となっているが、もっと低いのではないかと思うが、実際はどのぐらいか。

もしすぐ答えられなければ次の機会に結構なので教えてほしい。

事務局 データを持ち合わせていないので、次の機会にお知らせする。

委員 介護保険事業計画が決定し、事業を推進するにあたって、市民への広報の仕方はどのように考えているか。

要望であるが、ぜひ地域に出向いて、旧町村ごとに、行政区長、民生委員、保健推進員の会議などで、特に民生委員にはぜひともこの制度の周知をしてほしい。

また、説明だけではなく、地元の方の声を聞いてほしい。不自由していることや、やりたいこと、自分たちがやっていることや他でやっていることなど。それらが、次の第 10 期計画になっていくと思う。

事務局 説明会や、意見を聞く場の設定については検討する。

会長 ほかに質問、意見はないか。

委員 全員「なし」

会長 異議なしでよろしいか。

委員 全員「異議なし」

会長 異議なしと認める。

### (3) その他

会長 この機会に、意見、質問はないか。

委員 成年後見制度については非常に興味を持って良い話だと思って聞いたが、今後どのように情報を発信していくか。

事務局 行政だけではなく、金融機関、介護事業所や介護施設などの関係機関と意思統一をして、どのように連携をしていくかをしっかり固めて、地域の方々に制度について講演会などを行うなど、PR、周知をしていきたいと考えている。

会長 ほかに、意見、質問はないか。

委員 全員「なし」

会長 審議の一切を終了する。

## 10 その他

事務局 審議事項以外の部分で連絡するなど、委員の皆さんから何かありますか。

委員 全員「なし」

事務局 委員の皆様へご連絡になりますが、国から1月25日付けで、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されて、地域密着型サービスや地域密着型介護予防サービスについても、省令に従った組合での条例の改正が必要となります。

現在、改正に向けて作業を行っておるところですが、基準の変更等について、運営協議会で審議をいただく事項となっておりますので、その準備が整いましたならば、書面、あるいはお集まりいただいての協議をお願いする予定となりますので、方法や、具体の時期などが決まりましたらご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様は任期が令和6年3月31日までというところ、また年度末に向けて皆様お忙しい時期に重なりますが、必要な協議となりますので、よろしくお願いいたします。

## 11 担当課 介護保険課